



★ 業務紹介 ★

地下貯蔵タンク及びタンク室等の構造・設備に係る業務規程の改正内容について

土木審査部

1 はじめに

当協会では、平成30年4月27日付け消防危第72号通知及び同日付け消防危第73号通知の発出を受け、「地下貯蔵タンク及びタンク室等の構造・設備に係る評価に関する業務規程」を平成30年5月7日に制定し、当該評価業務を開始しました。

この評価業務では、平成18年5月9日付け消防危第112号通知で示された一般的に設置されているものの構造例が適用できないと考えられる設置形態・条件等の地下貯蔵タンク及びタンク室等の構造・設備を対象として、その安全性を評価しています。

これまで約3年間の評価業務の実績を踏まえると、特に、業務規程で定める評価手数料に関して、より適切なものにするのが妥当と判断したことから、今回業務規程の一部を改正することと致しましたので、その内容について解説します。

2 今回改正の主な内容

今回の業務規程改正の内容は、主に、手数料に関する以下の3点となります。特に、地下貯蔵タンク（以下「地下タンク」という。）を多数基設置される申請者の負担を軽減できるよう、改正に取り組みました。

- ①基本手数料表の明確化(細分化)
- ②2基目(2室目)以降の手数料の変更(引き下げ)
- ③報告書発送後の構造変更に対応した「評価内容の変更」の新設

(1) 基本手数料表の明確化(細分化)

本評価業務においては、図1に示すように、タンク室と一体構造となった配管ピット室等の上部空間室を有する場合、上部空間室内の設備に対する安全対策の評価も受託できる仕組みとしています。

しかしながら、上部空間室には常時人が立ち入ることを想定していない場合が多く、常設の設備を設けないケースや設備に対する安全性を所轄消防本部で審査するケースがあります。このような場合は、上部空間室内の設備に対する安全対策の評価が、委託内容に含まれないケースとなります。

実際に、これまでの実績においては、上記のようなケースが多いことから、上部空間室を有するタンク室構造のものであっても、設備に対する安全対策については、評価対象外として受託しているケースがほとんどです。

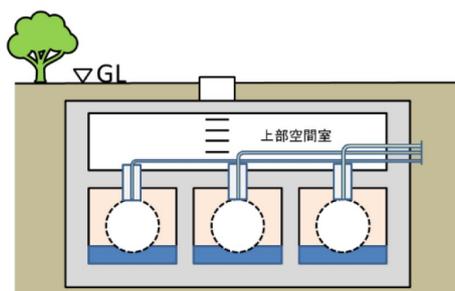


図1 上部空間室を有する地下タンク貯蔵所の構造例

表1は、改正前の評価手数料（複数基ある場合は、1基目の手数料）です。これまでの手数料表では、赤枠で囲む「上部空間室の有無」が、上部空間室が「構造的」に有るのか無いのか、「設備評価の委託」が有るのか無いのか、どちらであるかが明確になっていませんでした。

今回新たに、「上部空間室内設備の安全対策評価の有無」の欄を設け、上部空間室を有するタンク室の場合、評価の委託内容に応じて手数料が明確になるように改正しました（表2参照）。

また近年は、横置き円筒型タンクのタンク室躯体の構造評価依頼が主流となっているため、横置き円筒型タンクを基本として表記することとしました。

表1 改正前の手数料表（複数基ある場合は、1基目の手数料）

| (1)例示基準が適用できない地下貯蔵タンクの場合の手数料 | | | | |
|------------------------------|-----------|------------|----------|----------|
| 地下貯蔵タンクの構造 | 縦置き円筒型タンク | | 左記以外のタンク | |
| 上部空間室の有無 | 無し | 有り | 無し | 有り |
| 建築物に近接していない | 800,000円 | 1,000,000円 | 400,000円 | 600,000円 |
| 建築物に近接している | 900,000円 | 1,100,000円 | 500,000円 | 700,000円 |



表2 改正後の基本手数料表（複数基ある場合は、1基目の手数料）

| (1)例示基準が適用できない地下貯蔵タンクの場合の手数料 | | | | | | |
|------------------------------|-----------|----------|----------|-----------------------------------|------------|------------|
| 地下貯蔵タンクの構造 | 横置き円筒型タンク | | | タンク本体の構造が消防法令の規定に無いもの（縦置き円筒型タンク等） | | |
| 上部空間室の有無 | 無し | 有り | | 無し | 有り | |
| 上部空間室内設備の安全対策評価の有無 | — | 無し | 有り | — | 無し | 有り |
| 建築物に近接していない | 400,000円 | 500,000円 | 600,000円 | 800,000円 | 900,000円 | 1,000,000円 |
| 建築物に近接している | 500,000円 | 600,000円 | 700,000円 | 900,000円 | 1,000,000円 | 1,100,000円 |

(2) 2基目（2室目）以降の手数料の変更（引き下げ）

近年都心部では、商業施設等を、震災時の避難拠点や帰宅困難者のための施設に転用する等、防災的な観点からの都市づくりや市街地再開発が行われる場合があります。また、デジタル化が進む中で、サーバやIT機器等を多く備えたデータセンターの重要性も高まっています。

このような建築物や施設等においては、非常時の電力確保が重要となり、電力量も大きく、かつ、長時間分が求められることから、それに対応した能力の非常用発電設備と大容量の燃料の備蓄が必要となります。

実際に、このような施設を新設する案件の申請においては、地下タンクを10基程度の多数基を設置する案件もみられました（図2参照）。

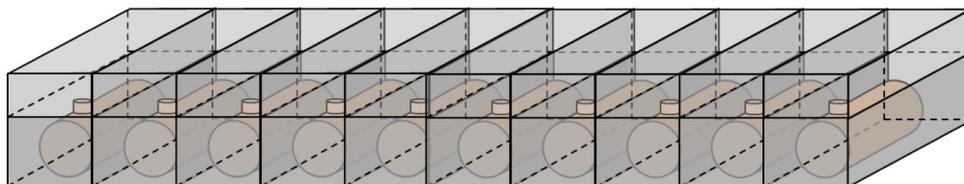


図2 1案件で地下タンクを多数基設置する例

改正前の規程においては、地下タンクを複数基設置する場合、2基目以降の手数料は、表3に示す手数料に2基目以降の地下タンクの基数を乗じることとしていました。例えば、図2のように地下タンクを多数基設置する場合、手数料が高額となる手数料体系となっていました。

今回、これまでの評価実績から、評価に要する時間や業務の実状を踏まえ、2基目以降の手数料を引き下げ、申請者の負担を軽減できるようにしました。

具体的には、表4に示すように、2基目以降の手数料を段階的に下げ、多数基設置するほど、減額の割合が大きくなるように改正しました。

また、手数料表は複雑とならないよう、上部空間有無等の条件区分を撤廃するとともに、表2と同様に、横置き円筒型タンクを基本として表記することとしました。

表3 改正前の手数料（2基目以降）

| 2基目以降の1基ごとの手数料【改正前の手数料表】 | | | | |
|--------------------------|-----------|----------|----------|----------|
| 地下貯蔵タンクの構造 | 縦置き円筒型タンク | | 左記以外のタンク | |
| | 無し | 有り | 無し | 有り |
| 上部空間室の有無 | | | | |
| 建築物に近接していない | 400,000円 | 450,000円 | 200,000円 | 250,000円 |
| 建築物に近接している | 450,000円 | 500,000円 | 250,000円 | 300,000円 |



表4 改正後の手数料（2基目以降）

| 2基目以降の1基ごとの手数料【改正後の手数料表】 | | |
|--------------------------|-----------|---|
| 地下貯蔵タンクの構造 | 横置き円筒型タンク | タンク本体の構造が消防 法令の規定に無いもの (縦置き円筒型タンク等) |
| 2基(室)目～5基(室)目 | 200,000円 | 400,000円 |
| 6基(室)目～10基(室)目 | 100,000円 | 100,000円 |
| 10基(室)目～15基(室)目 | 50,000円 | 50,000円 |
| 16基(室)目以降 | 20,000円 | 20,000円 |

(3) 報告書発送後の構造変更に対応した「評価内容の変更」の新設

さまざまな事情により、評価終了後（報告書発送後）に、地下タンク本体やタンク室等の構造変更を余儀なくされる場合があると思われませんが、実際に、評価終了後に、タンク室等の構造寸法の変更が生じ、構造計算の再評価や報告書を再発行する事例がいくつかありました。

改正前の業務規程では、評価終了後の構造変更等による再評価を想定していなかったことから、評価内容の変更に対する条文を規定していませんでした。

今回、評価終了後に再評価の実施や報告書の再発行の可能性があることが明らかとなったことから、新たに規程第5条に「評価内容の変更」の条文を追加することとしました（図3参照）。

また、変更内容の程度に応じた変更手数料も第8条第3項に規定するとともに、変更に係る申請書（様式第3）も新たに作成しました（図4参照）。

今後、評価終了後に評価内容の変更を希望する申請者は、様式第3を添付して、変更に係る申請を行うこととなります。

第5条 評価内容の変更

評価を受けた者が、地下貯蔵タンク及びタンク室等の構造・設備の変更に係る評価を受けようとする場合は、様式第3の申請書に、地下貯蔵タンク及びタンク室等に関する書類並びに変更内容に係る書類を添えて、理事長に申請するものとする。この場合における手続きについては、第4条の規定を準用する。なお、当該変更の内容は、変更後において、次に該当するものを対象とする。

1 …

2 …

3 …

4 …

記載省略

図3 今回新たに追加した「評価内容の変更」に関する条文

3 さいごに

約3年間の地下タンク評価業務の実績を踏まえ、手数料をより適切なものにすることが妥当と判断したことから、今回業務規程を改正し、令和3年4月1日から施行しました。

今回の改正は、特に、地下タンクを多数基設置するケースについて、これまでの業務の実状等を踏まえ、申請者の負担を軽減できるような手数料体系とすることに主眼を置き、改正に取り組みました。今回の改正により、地下タンクを多数基設置する申請者にとっては、申請しやすい環境を構築できたものと考えていますので、是非とも、当該評価業務の活用をお願い申し上げます。

また、今回新たに評価内容の変更に関する規定を設けましたが、変更の内容は、現場の制約や状況等に応じて、さまざまなケースが想定されます。このようなことから、変更が生じるような状況が判明した場合には、事前に変更内容や図面等を提示していただき、ご相談いただければ幸いです。

様式第3

地下貯蔵タンク及びタンク室等の構造・設備の変更に係る評価申請書

| | |
|---|-------|
| | 年 月 日 |
| 危険物保安技術協会 理事長 殿 | |
| 申請者 住所 氏名 印 (法人名及び代表者名) 電話番号 | |
| 下記の地下貯蔵タンク及びタンク室等の構造・設備の変更に係る評価を受けたいので 関係書類を添えて申請します。 | |
| 記 | |
| 1 地下貯蔵タンク及びタンク室等を設置する防火対象物等の住所・名称又は部分 住 所： 名称又は部分： | |
| 2 評価番号： 第VT- 号、 評価年月日： 年 月 日 | |
| 3 申請内容の変更区分 「地下貯蔵タンク及びタンク室等の構造・設備に係る評価に関する業務規程」 第5条第1項 ・ 第5条第2項 ・ 第5条第3項 ・ 第5条第4項 に該当 | |
| 4 変更内容及び理由等 | |
| *受 付 | *備 考 |
| | |

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 申請書は正副2通を提出するものとする。

3 *欄は記入しないこと。

図4 変更に係る評価申請書(様式第3)